

委託契約事務処理要領（アクションプラン版）新旧対照表

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第1 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「委託費」とは、委託業務に要する費用をいう。</p> <p>(2) 「委託」とは、委託費の支出の対象となる業務を委任する行為をいい、その業務を「委託業務」という。</p> <p>(3) 「受託」とは、委託業務の委任を受ける行為をいい、その業務を「受託業務」という。</p> <p>(4) 「委託者」とは、文部科学省科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局の支出負担行為担当官をいう。(以下「甲」という。)</p> <p>(5) 「受託者」とは、受託業務を実施する者をいう。(以下「乙」という。)</p> <p>(6) 「受託予定者」とは、一般競争入札（総合評価落札方式）においては落札をした者、公募及び企画競争においては採択された者をいい、その他受託を予定された者をいう。</p> <p>(7) 「委託契約書」とは、様式第1の「委託契約書」と様式第2の「業務計画書」を合わせたものをいい、「変更委託契約書」とは、様式第5をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「委託費」とは、委託業務に要する費用をいう。</p> <p>(2) 「委託」とは、委託費の支出の対象となる業務を委任する行為をいい、その業務を「委託業務」という。</p> <p>(3) 「受託」とは、委託業務の委任を受ける行為をいい、その業務を「受託業務」という。</p> <p>(4) 「委託者」とは、文部科学省科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局の支出負担行為担当官をいう。(以下「甲」という。)</p> <p>(5) 「受託者」とは、受託業務を実施する者をいう。(以下「乙」という。)</p> <p>(6) 「受託予定者」とは、一般競争入札（総合評価落札方式）においては落札をした者、公募及び企画競争においては採択された者をいい、その他受託を予定された者をいう。</p> <p>(7) 「委託契約書」とは、様式第1の「委託契約書」と様式第2の「業務計画書」を合わせたものをいい、「変更委託契約書」とは、様式第5をいう。</p> <p>(8) 「排除対象者」とは、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者をいう。</p> <p>(9) 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2</p>

第2から第38まで省略

附則（平成23年2月1日制定）

第1 この要領は、平成23年2月1日から施行し、平成23年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者をいう。

(10) 第1(8)に規定する「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ② 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第2から第38まで省略

附則（平成23年2月1日制定）

第1 この要領は、平成23年2月1日から施行し、平成23年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

附則（平成23年6月15日改正）

第1 この要領は、平成23年6月15日から施行し、施行日から適用する（但し、施行日以前に受託者の選定を行うものを除く）。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

